

令和4年度に係る指導員養成講習会について

今年度より各指導員養成講習会ならびに更新に係る講習会は、以下のとおりとします。

- 1 A指導員養成に係る講習会（1～2名程度）受講者は、島根県で推薦した者を派遣する。
- 2 準、C、B指導員の資格取得養成に係る講習会については、以下のとおりとする。

準及びC指導員養成講習会は春（前期）に1回、B指導員養成講習会は秋（後期）に1回、開催する。

* 準及びC指導員養成とB指導員養成は開催期日を分けて、講習会を実施する。

(1) 準及びC指導員養成に係る講習会 * 前期に実施済

(2) **B指導員養成に係る講習会**（※今回 別添要項参照）* 下記期日、1回のみで開催

①期 日：令和4年10月15日（土）と16日（日） * 2日間で実施

②内 容：B指導員養成 講義、実技：18時間（必須）に加え、検定試験 レポート

③受講条件 受講要件（登録、年齢、段位）を確認して申し込んでください。

* B指導員養成講習会の受講対象者は、下記の受講要件3点が満たされている者であること

※B指導員養成講習会の受講対象者 受講要件 * 受講申込時点（9/30）

1) 全柔連の「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

2) 受講申込時点で、20歳以上、3段以上であること

3) C指導員認定後（* 認定書の認定日を確認 ※令和2年度以前が該当）から、今講習会初日（10/15）までに2年以上経過している者

④その他 1) B指導員養成に係る講習会の受講者が、5人数に満たない場合は、令和4年度の開催は中止とします。

3 今回の更新講習会について（※別添要項参照）* 更新講習会は、年2回、実施する

※1 2回のそれぞれは、受講対象者が異なります。必ず、確認をして申し込んでください。

※2 更新講習会は、準・C指導員養成講習会、B指導員養成講習会と併催とします。

よって、それぞれの養成に係る講習会の受講者が5人数に満たない場合は、開催を取りやめます。あらかじめご了承ください。（* 中止の場合は、通知します）

(1) 令和4年度 第1回更新講習会 ①期日：令和4年6/18（土）19（日） * 終了

(2) 令和4年度 **第2回更新講習会 * 今回案内分**

①期 日：令和4年10月15日（土）と16日（日）

②内 容：B指導員養成講習会に併催 B養成の講義、実技内容に準じて行う

③受講条件 受講対象者は、下記の受講要件が満たされている者であること

※受講申込みの時点で、全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者 * 9/30 現在

④受講対象者 **A指導員及びB指導員のみ**

* A指導員及びB指導員は、2日間の日程（全講義、実技18時間を10ポイント扱い）の受講者を更新者（ポイント取得完了者）として認可

⑤その他 * 今回のB指導員養成に係る講習会の受講者が、5人数に満たない場合は、令和4年度第2回に関わる更新講習会の開催は中止とします。

※更新講習会は、併催する養成講習会の受講者が満たない場合は、中止となります。

特段の救済措置はありません。今後、更新期間（A・B・C：4年間、準：2年間）に係る期限が迫る前に受講されることをお勧めします。

* 更新要件：A・B・C指導員は、4か年間の内に1回、指定する更新講習会を受講
準指導員は、2か年間の内に1回、指定する更新講習会を受講

解釈～4年目（2年目）に受講しなさいという意味ではありません。更新期間であれば、1年目、2年目、3年目でも受講して更新は完了となります

例：J指導員の場合 B指導員資格

B指導員資格取得（2005年）更新期間（2006～2009年の4か年間）

* 2006年に更新講習会を完了（2006～2009の更新期間を完了）、次回更新期間は、2010～2013年の4か年となる

* 更新講習会の未受講により、資格有効期限（A B C 4か年、準2か年）過ぎた場合は、指導員資格が有効でなくなります

4 再有効化申請について

決められた更新有効期間において、更新講習会が未受講の場合は、指導員資格が有効でない状態になります。（更新講習会の未受講により更新に係る有効期限が切れている者）

そうした場合は、資格に応じた必要な更新ポイント（AとBは、10ポイント、Cと準は、6ポイント）の取得が必要となります。その必要となる更新ポイントを取得したのち、再有効申請を行い、指導員資格は有効な状態になります。

そうした再有効化に関わる講習会は、更新講習会（内容は、各講習会の内容に準じます）で取り扱います。

必ず、担当者（濱岡）まで、相談のうえ、別添要項により申込んでください。

ただし、全柔連登録がなされていない場合は、その対象となりません。

5 その他

(1)指導員養成に係るすべての問い合わせは、濱岡（教育普及委員会）までお願いします。

(2)指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る自己責任としています。管理、運用は、責任を持って各自でお願いします。